

【 配付資料】
令和8年2月10日
文教経済常任委員協議会
農林水産部中央卸売市場管理課

青森市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「卸売市場法の一部改正」に伴い、青森市中央卸売市場における「指定飲食料品等」の取扱品目等の公表について定めるため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

「卸売市場法の一部改正」に伴い、青森市中央卸売市場においては、「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に定める「指定飲食料品等の品目」「指定飲食料品等の費用の指標」「飲食料品等事業者等の努力義務に関する措置の事項」について公表することが義務づけられたことから、インターネット等により公表することについて規定する。

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。